

7月の税務

● 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分  
を7月10日までに納付)

● 7月16日

- ## 2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
  4. 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税  
・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  5. 2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  7. 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
  8. 消費税の年税額が400万円超の2月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
  9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月, 5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

● 7月中において市町村の条例で定める日

- #### 10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

# 中央稅務會計事務所ニユース

《通信欄》

体調にすぐれず、お馬鹿なつづりで  
去る6月2日には弊所の経営方針  
発表会を行いました。年に一度  
昨年を振り返りかつ今庄商店の  
経営目標を発表しました。年間  
中より税務署のOBによる発表から  
始まり、金利統括部門のB、社会保険  
支払基金のB等専門スタッフの発  
表、そして人事・営業・総務など、  
各部署からの発表を行いました。  
昨年を振り返ると大病による休  
職や「ロナ集団感染」による欠勤  
があつたのですが、所内の職員の  
献身的協力やお客様のご協  
力のおかげで何とか乗り切ること  
が出来ました。また、RPAという  
自動化ソフトの導入等により、業務  
効率も向上することができました。  
今年は、職員を中心としたホトト、  
アツアツ型の施策や取り組みを今後  
に増やして、「層の中企業やお  
客様のお役立ちにつなげる」と  
を所内の共通認識として皆で行  
動していきたいと思ふところです。  
午後は、職員懇親会食事会を開  
催すとともに、新入職員紹介や  
30年勤続者4名含む総勢10名  
に対しても、永年勤続表彰を行いました。  
早々ものご事情で失ひのときから  
45年になりまし。ここまできあたのは  
ひとえに地域の皆様をはじめとした、鳥  
厚志のおかげです。有り難うござります。(中)

## 令和6年度税制改正にみる

# 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例（延長・見直し）

人材が限られている中小企業では、バックオフィスに十分な人員を配置するのが困難なことから、事務負担の軽減に繋がるパソコンや情報機器、ソフトウェアなどの取得によって事業効率の向上を図ることが必要になります。

このような中小企業が活用したい制度として「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例」がありますが、令和6年度税制改正では、適用期限の2年間延長と、適用対象法人の見直しが行われました。そこで今号では、あらためて本特例の概要についてまとめてみました。

### ■一定金額未満の減価償却資産の取扱いについて

法人が取得して事業の用に供した減価償却資産のうち、その取得価額が一定の金額未満の資産については、下表に示す通り、通常の減価償却を行うのではなく、その事業の用に供した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金経理を要件に、取得価額の全額（一括償却資産に該当する場合は、3年間の均等償却相当額）を損金の額に算入することがあります。

なお、令和4年度税制改正において、令和4年4月1日以後は、「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例」がありますが、令和6年見直しが行われました。そこで今号では、あらためて本特例の概要についてまとめてみました。

### ■中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

このうち、③の「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例」は、租税特別措置法上の特例であり、概要は次の通りとなります。

#### 【適用対象法人】

この特例の対象となる法人は、青色申告書を提出している中小企業者または農業協同組合等で、常時使用する従業員数が500人以下の法人（以下「中小企業者等」といいます）に限られます。

なお、法人が中小企業者等に該当するかどうかの判定は、原則として、少額減価償却資産の取得等をした日および少額減価償却資産を事業の用に供した日の現況によるものとされ、通算法人、前3事業年度の平均所得が年15億円を超える法人等は、適用対象外とされています。

#### 【適用対象資産】

この特例の対象となる資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産です。

#### 少額資産を取得した場合の税務上の取扱い

制度	取得価額	償却方法	対象法人
①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	全事業者
②一括償却資産の損金算入	20万円未満	3年均等償却	全事業者
③中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	30万円未満	全額損金算入（即時償却） ※年間合計300万円まで	中小企業者等

月数を掛けた金額)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

なお、取得価額が30万円未満であるかどうかは、通常1単位として取りされるその単位、例えば器具および備品については1個、1組または1揃いごと、機械・装置等については1台または1基ごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等の单体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定するとされています。

### 【手続き】

この特例の適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書添付して申告することが必要です。

### 【注意事項】

この特例の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳と重複適用はできません。また、取得価額が10万円未満のものまたは一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについてもこの特例の適用はありません。

なお、この特例は、取得価額が30万円未満である減価償却資産について適用がありますので、器具および備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウエア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となり、また、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産であっても対象となります。

### ■改正の背景・内容

中小企業は、我が国の雇用の7割を支える重要な存在です。その中小企業は現在、人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に追われていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要です。

そこで、本特例措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することと事業効率の向上を図るという観点から、次の改正が行われました。

#### ①適用期限の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例について、その適用期限が令和8年3月31日まで2年間延長されました。

#### ②適用対象法人の見直し

適用対象法人から、農業協同組合等のうち、法人税の電子申告義務の対象となる法人(事業年度開始の時において出資金の額が1億円を超るもの)で、常時使用する従業員数が300人を超えるものが除外されました。

(※令和6年度税制改正大綱では、「対象法人から電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が300人を超えるものを除外する」と記載されています。

よって、この「少額減価償却資産の損金算入の特例」の適用対象法人とされていた中小企業者等のうち、電子申告義務の対象となる法人(事業年度開始の時において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人)とは、「事業年度開始の時において出資金の額が1億円を超える農業協同組合等」ということになります。

### ■適用時期

これらの改正は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 令和6年度税制改正における「中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例」の改正点

	従前	改正後
対象法人	青色申告法人である中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の法人	左記の法人からe-Taxで法人税の確定申告書を提出しなければならない法人のうち、常時使用する従業員の数が300人超の法人を除外 (例) 出資金1億円超の農業協同組合で300人超
適用期限	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで(2年延長)